

	鳥取県公報	令和 7 年 6 月 13 日（金） 号外第 6 4 号								
		毎週火・金曜日発行								
<table><tr><th colspan="2">目 次</th></tr><tr><td>◇ 条 例</td><td>鳥取県行政組織条例等の一部を改正する条例（31）（人事企画課）・・・ 4 鳥取県議会委員会条例の一部を改正する条例（32）（議会事務局議事・法務政策課）・・・12</td></tr><tr><td>◇ 規 則</td><td>鳥取県行政組織規則等の一部を改正する規則（26）（人事企画課）・・・13</td></tr><tr><td>◇ 人委規則</td><td>鳥取県職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則（27）（任用課）・・・34 管理職手当に関する規則の一部を改正する規則（28）（給与課）・・・35 管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則（29）（〃）・・・37 職員の職務の級の分類に関する規則の一部を改正する規則（30）（〃）・・・40</td></tr></table>			目 次		◇ 条 例	鳥取県行政組織条例等の一部を改正する条例（31）（人事企画課）・・・ 4 鳥取県議会委員会条例の一部を改正する条例（32）（議会事務局議事・法務政策課）・・・12	◇ 規 則	鳥取県行政組織規則等の一部を改正する規則（26）（人事企画課）・・・13	◇ 人委規則	鳥取県職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則（27）（任用課）・・・34 管理職手当に関する規則の一部を改正する規則（28）（給与課）・・・35 管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則（29）（〃）・・・37 職員の職務の級の分類に関する規則の一部を改正する規則（30）（〃）・・・40
目 次										
◇ 条 例	鳥取県行政組織条例等の一部を改正する条例（31）（人事企画課）・・・ 4 鳥取県議会委員会条例の一部を改正する条例（32）（議会事務局議事・法務政策課）・・・12									
◇ 規 則	鳥取県行政組織規則等の一部を改正する規則（26）（人事企画課）・・・13									
◇ 人委規則	鳥取県職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則（27）（任用課）・・・34 管理職手当に関する規則の一部を改正する規則（28）（給与課）・・・35 管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則（29）（〃）・・・37 職員の職務の級の分類に関する規則の一部を改正する規則（30）（〃）・・・40									

公布された条例のあらまし

◇鳥取県行政組織条例等の一部を改正する条例

1 条例の改正理由

人口減少に歯止めをかけ「令和の改新」を実現していくため県庁内外を繋ぐ実効ある施策を推進するとともに、流動化する国際情勢や現下の物価高など地域経済・県民生活に影響を及ぼす喫緊の行政課題に機動的に対応する体制を整備するため、政策統轄総局及び政策統轄監を新設する。

2 条例の概要

(1) 鳥取県行政組織条例の一部改正

ア 政策統轄総局を置き、次の事務を所掌させる。

- (ア) 県民生活に多大な影響を及ぼす喫緊の課題その他の県政推進上の重要政策の統轄、総合調整及び調査研究に関する事項
- (イ) 人口減少対策に関する事項
- (ウ) 移住定住の促進及び関係人口の拡大に関する事項
- (エ) 県民の社会参加活動の推進に関する事項

イ 政策統轄総局を所掌させるとともに、各部局の総合調整を行い、喫緊の行政課題に機動的に対応するため、政策統轄監を置く。

ウ 政策統轄監は、地方公務員法第3条第3項第4号の規定に基づき指定する特別職とする。

エ 政策統轄監の定数は、1名とする。

オ 政策統轄監は、議会の同意を得て知事が任命する。

カ 政策統轄監の任期は、4年とする。

キ 統轄監を廃止する。

(2) 政策統轄監を設置することに伴い、その給与等を定める等次の条例について所要の改正を行う。

ア 知事等の退職手当に関する条例

イ 職員の退職手当に関する条例

ウ 鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例

エ 鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例

オ 鳥取県危機管理のための対策本部に関する条例

カ 職員等の損害賠償責任の一部免責に関する条例

(3) 施行期日等

ア 施行期日は、規則で定める日とする(1)キ及びイに関する事項を除き、公布の日とする。

イ 鳥取県職員定数条例について、所要の規定の整備を行う。

◇鳥取県議会委員会条例の一部を改正する条例

1 条例の改正理由

知事部局の組織改正に伴い、常任委員会の所管について所要の改正を行う。

2 条例の概要

(1) 総務教育常任委員会の所管に、政策統轄総局に関する事項を加える。

(2) 施行期日等

ア 施行期日は、鳥取県行政組織条例等の一部を改正する条例の施行の日とする。

イ 所要の経過措置を講ずる。

公布された規則のあらまし

◇鳥取県行政組織規則等の一部を改正する規則

1 規則の改正理由

鳥取県行政組織条例等の一部改正による政策統轄総局及び政策統轄監の設置等に伴い、関係する規則について所要の改正を行う。

2 規則の概要

(1) 政策統轄総局及び政策統轄監の設置等に伴い、次の規則について所要の規定の整備を行う。

- ア 鳥取県行政組織規則
- イ 知事等の退職手当の支給に関する規則
- ウ 職員の職の設置に関する規則
- エ 鳥取県会計規則
- オ 鳥取県用品調達等集中管理事業特別会計で取り扱う用品等の範囲を定める規則
- カ 鳥取県予算規則
- キ 鳥取県宿舍管理規則
- ク 鳥取県事務処理権限規則
- ケ 日本の国籍を有しない者を任用することができない職の範囲を定める規則
- コ 知事の職務代理者を定める規則
- サ 鳥取県地方独立行政法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則

(2) 施行期日等

- ア 施行期日は、鳥取県行政組織条例等の一部を改正する条例の施行の日とする。ただし、統轄監の廃止に関する事項は、同条例附則第1項ただし書に規定する規定の施行の日とする。
- イ 所要の経過措置を講ずる。

条例

鳥取県行政組織条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年6月13日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第31号

鳥取県行政組織条例等の一部を改正する条例

(鳥取県行政組織条例の一部改正)

第1条 鳥取県行政組織条例（平成6年鳥取県条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(設置) 第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条 第1項の規定に基づき、知事の権限に属する事務を分掌させるため、同項後段に規定する知事の直近下位の内部組織として、次の<u>部局</u>を置く。 <u>政策統轄総局</u> 令和の改新戦略本部 輝く鳥取創造本部 男女協働未来創造本部 総務部 危機管理部 地域社会振興部 福祉保健部 子ども家庭部 生活環境部 商工労働部 農林水産部 県土整備部 <u>(政策統轄総局の所掌事務)</u> 第3条 <u>政策統轄総局の所掌事務は、次のとおりとする。</u> (1) <u>県民生活に多大な影響を及ぼす喫緊の課題その他の県政推進上の重要政策の統轄、総合調整及び調査研究に関する事項</u> (2) <u>人口減少対策に関する事項</u> (3) <u>移住定住の促進及び関係人口の拡大に関する事項</u> (4) <u>県民の社会参加活動の推進に関する事項</u> (令和の改新戦略本部の所掌事務) 第4条 令和の改新戦略本部の所掌事務は、次のと	(設置) 第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条 第1項の規定に基づき、知事の権限に属する事務を分掌させるため、同項後段に規定する知事の直近下位の内部組織として、次の<u>部</u>を置く。 令和の改新戦略本部 輝く鳥取創造本部 男女協働未来創造本部 総務部 危機管理部 地域社会振興部 福祉保健部 子ども家庭部 生活環境部 商工労働部 農林水産部 県土整備部 (令和の改新戦略本部の所掌事務) 第3条 令和の改新戦略本部の所掌事務は、次のと

おりとする。

- (1) 令和の改新の推進に関する事項
- (2) 略
- (3) 略
- (4) 略
- (5) 略
- (6) 略

(輝く鳥取創造本部の所掌事務)

第5条 輝く鳥取創造本部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 略
- (2) 略
- (3) 略
- (4) 略
- (5) 略

(男女協働未来創造本部の所掌事務)

第6条 略

(総務部の所掌事務)

第7条 総務部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1)～(14) 略
- (15) その他他の部局の所掌に属しない事項

(危機管理部の所掌事務)

第8条 略

(地域社会振興部の所掌事務)

第9条 略

(福祉保健部の所掌事務)

第10条 略

(子ども家庭部の所掌事務)

第11条 略

おりとする。

- (1) 県政推進上の重要政策の統轄、総合調整及び調査研究に関する事項
- (2) 人口政策に関する事項
- (3) 略
- (4) 略
- (5) 略
- (6) 略
- (7) 略

(輝く鳥取創造本部の所掌事務)

第4条 輝く鳥取創造本部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 人口減少対策に関する事項（令和の改新戦略本部の所管に係るものを除く。）
- (2) 略
- (3) 移住定住の促進及び関係人口の拡大に関する事項
- (4) 県民の社会参加活動の推進に関する事項
- (5) 略
- (6) 略
- (7) 略
- (8) 略

(男女協働未来創造本部の所掌事務)

第5条 略

(総務部の所掌事務)

第6条 総務部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1)～(14) 略
- (15) その他他の部の所掌に属しない事項

(危機管理部の所掌事務)

第7条 略

(地域社会振興部の所掌事務)

第8条 略

(福祉保健部の所掌事務)

第9条 略

(子ども家庭部の所掌事務)

第10条 略

(生活環境部の所掌事務) <u>第12条</u> 略 (商工労働部の所掌事務) <u>第13条</u> 略 (農林水産部の所掌事務) <u>第14条</u> 略 (県土整備部の所掌事務) <u>第15条</u> 略 (政策統轄監) <u>第16条</u> 政策統轄総局を所掌させるとともに、各部局の政策を統轄し、官民の協働により喫緊の行政課題に機動的に対応するため、政策統轄監を置く。 <u>2</u> 政策統轄監は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第4号の規定に基づき指定する特別職とする。 <u>3</u> 政策統轄監の定数は、1人とする。 <u>4</u> 政策統轄監は、議会の同意を得て知事が任命する。 <u>5</u> 政策統轄監の任期は、4年とする。 (統轄監及び部局長) <u>第17条</u> 知事を補佐し、県行政の重要政策の企画及び立案を行わせるため、統轄監及び部局長の長（以下「部局長」という。）を置く。 <u>2</u> 統轄監は、各部局の総合調整を行う。 <u>3</u> 部局長は、第1項の事務を処理するとともに、部局の所掌事務をつかさどる。 <u>4</u> 部局長は、県行政全般にわたる総合的視野に立ち、統轄監とともに、相互に協力してその任に当たるものとする。 (部局以外の組織及び分掌事務) <u>第18条</u> 第2条の規定にかかわらず、会計事務に関する事項及び建設事業の評価に関する事項を分掌させるため、会計管理部を部局の外に置く。 <u>2・3</u> 略 (雑則) <u>第19条</u> 略	(生活環境部の所掌事務) <u>第11条</u> 略 (商工労働部の所掌事務) <u>第12条</u> 略 (農林水産部の所掌事務) <u>第13条</u> 略 (県土整備部の所掌事務) <u>第14条</u> 略 (統轄監及び部長) <u>第15条</u> 知事を補佐し、県行政の重要政策の企画及び立案を行わせるため、統轄監及び部の長（以下「部長」という。）を置く。 <u>2</u> 統轄監は、各部の総合調整を行う。 <u>3</u> 部長は、第1項の事務を処理するとともに、部の所掌事務をつかさどる。 <u>4</u> 部長は、県行政全般にわたる総合的視野に立ち、統轄監とともに、相互に協力してその任に当たるものとする。 (部以外の組織及び分掌事務) <u>第16条</u> 第2条の規定にかかわらず、会計事務に関する事項及び建設事業の評価に関する事項を分掌させるため、会計管理部を部の外に置く。 <u>2・3</u> 略 (雑則) <u>第17条</u> 略
---	---

第2条 鳥取県行政組織条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(部局長) 第17条 知事を補佐し、県行政の重要政策の企画及び立案を行わせるため、<u>部局にそれぞれその長</u>（以下「部局長」という。）を置く。 <u>2</u> 部局長は、<u>前項</u>の事務を処理するとともに、部局の所掌事務をつかさどる。 <u>3</u> 部局長は、県行政全般にわたる総合的視野に立ち、相互に協力してその任に当たるものとする。	(<u>統轄監及び</u>部局長) 第17条 知事を補佐し、県行政の重要政策の企画及び立案を行わせるため、<u>統轄監及び部局の長</u>（以下「部局長」という。）を置く。 <u>2</u> <u>統轄監は、各部局の総合調整を行う。</u> <u>3</u> 部局長は、<u>第1項</u>の事務を処理するとともに、部局の所掌事務をつかさどる。 <u>4</u> 部局長は、県行政全般にわたる総合的視野に立ち、<u>統轄監とともに</u>、相互に協力してその任に当たるものとする。

(知事等の退職手当に関する条例の一部改正)

第3条 知事等の退職手当に関する条例（昭和37年鳥取県条例第50号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(目的) 第1条 この条例は、鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例（平成19年鳥取県条例第38号）第2条第5項及び第3条第2項の規定に基づき、知事、副知事、<u>政策統轄監</u>、教育長、病院事業の管理者及び常勤の監査委員の退職手当の額その他退職手当の支給に関し必要な事項を定めることを目的とする。 (退職手当の支給) 第2条 この条例の規定による退職手当は、知事、副知事、<u>政策統轄監</u>、教育長、病院事業の管理者及び常勤の監査委員（以下「知事等」という。）が退職した場合に、その者（死亡による退職の場合には、その遺族）に支給する。ただし、知事等が任期満了により退職した後に当該任期満了に伴う選挙、選任又は任命により再び知事等となったときは、支給しない。 2～4 略 (知事等の退職手当) 第3条 知事等が退職した場合の退職手当の額は、退職の日におけるその者の給料月額に知事等としての勤続期間の月数を乗じて得た額に、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗	(目的) 第1条 この条例は、鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例（平成19年鳥取県条例第38号）第2条第5項及び第3条第2項の規定に基づき、知事、副知事、教育長、病院事業の管理者及び常勤の監査委員の退職手当の額その他退職手当の支給に関し必要な事項を定めることを目的とする。 (退職手当の支給) 第2条 この条例の規定による退職手当は、知事、副知事、教育長、病院事業の管理者及び常勤の監査委員（以下「知事等」という。）が退職した場合に、その者（死亡による退職の場合には、その遺族）に支給する。ただし、知事等が任期満了により退職した後に当該任期満了に伴う選挙、選任又は任命により再び知事等となったときは、支給しない。 2～4 略 (知事等の退職手当) 第3条 知事等が退職した場合の退職手当の額は、退職の日におけるその者の給料月額に知事等としての勤続期間の月数を乗じて得た額に、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗

じて得た額とする。 (1)・(2) 略 <u>(3) 政策統轄監 100分の35</u> <u>(4) 略</u> <u>(5) 略</u> <u>(6) 略</u> 2～4 略 第5条 略 <u>(政策統轄監の退職手当の特例)</u> <u>第5条の2 前2条の規定は、政策統轄監について</u> <u>準用する。</u>	じて得た額とする。 (1)・(2) 略 <u>(3) 略</u> <u>(4) 略</u> <u>(5) 略</u> 2～4 略 第5条 略
--	--

(職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第4条 職員の退職手当に関する条例(昭和37年鳥取県条例第51号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(副知事等に選任された場合の退職手当) 第8条 職員が退職した日又はその翌日に副知事、 <u>政策統轄監</u> 又は常勤の監査委員に選任された場合 において、当該退職した者に対する退職手当の基 本額は、第3条及び第4条の規定にかかわらず、 第5条から第5条の3まで及び前3条の規定の例 により計算した額とする。 附 則 1～3 略 4 国家公務員から引き続いて職員となった者が退 職した場合において、当該退職の日又はその翌日 に副知事 <u>又は政策統轄監</u> に選任されたときは、こ の条例による退職手当は支給しない。 5～28 略	(副知事等に選任された場合の退職手当) 第8条 職員が退職した日又はその翌日に副知事又 は常勤の監査委員に選任された場合において、当 該退職した者に対する退職手当の基本額は、第3 条及び第4条の規定にかかわらず、第5条から第 5条の3まで及び前3条の規定の例により計算し た額とする。 附 則 1～3 略 4 国家公務員から引き続いて職員となった者が退 職した場合において、当該退職の日又はその翌日 に副知事に選任されたときは、この条例による退 職手当は支給しない。 5～28 略

(鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例の一部改正)

第5条 鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例(平成16年鳥取県条例第67号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(指定管理者となることができない法人等) 第3条 鳥取県議会の議員、知事、副知事、 <u>政策統</u> <u>轄監</u> 、教育長、指定管理者の候補者(以下「指定 <u>管理候補者</u> 」という。)の選定の決定に関与する	(指定管理者となることができない法人等) 第3条 鳥取県議会の議員、知事、副知事、教育 長、指定管理者の候補者(以下「指定管理候補 者」いう。)の選定の決定に関与する県の職

県の職員、法第180条の5第1項及び第2項に規定する委員会の委員（監査委員を含む。）、これらの者の配偶者、子及び父母並びにこれらの者と生計を同じくしている者が社長、副社長、代表取締役、専務取締役、常務取締役、理事長、副理事長、専務理事、常務理事その他これらに準ずる役員等（以下「役員等」という。）に就任している法人その他の団体（境港管理組合を除く。）は、指定管理者になることができない。	員、法第180条の5第1項及び第2項に規定する委員会の委員（監査委員を含む。）、これらの者の配偶者、子及び父母並びにこれらの者と生計を同じくしている者が社長、副社長、代表取締役、専務取締役、常務取締役、理事長、副理事長、専務理事、常務理事その他これらに準ずる役員等（以下「役員等」という。）に就任している法人その他の団体（境港管理組合を除く。）は、指定管理者になることができない。
--	---

（鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例の一部改正）

第6条 鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例（平成19年鳥取県条例第38号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																																																
（知事、副知事、<u>政策統轄監</u>、教育長及び常勤の監査委員の給与） 第2条 知事、副知事、<u>政策統轄監</u>、教育長及び常勤の監査委員の受ける給与は、給料、通勤手当、期末手当及び退職手当とする。 2～5 略 別表第1（第2条、第4条関係） <table><tr><th>区分</th><th>報酬又は給料の額</th></tr><tr><td>略</td><td></td></tr><tr><td>副知事</td><td>月額 945,000円</td></tr><tr><td><u>政策統轄監</u></td><td>月額 789,000円</td></tr><tr><td>略</td><td></td></tr></table> 別表第2（第7条関係） 1 鉄道賃及び船賃 <table><tr><th>区分</th><th>鉄道賃</th><th>船賃</th></tr><tr><td>知事、<u>副知事及び政策統轄監</u></td><td colspan="2">略</td></tr><tr><td>略</td><td colspan="2"></td></tr></table> 2 宿泊費 <table><tr><th colspan="2">区分</th><th>宿泊費基準額 （1夜につき）</th></tr><tr><td>知事、<u>副知事及び政策統轄</u></td><td colspan="2">略</td></tr></table>	区分	報酬又は給料の額	略		副知事	月額 945,000円	<u>政策統轄監</u>	月額 789,000円	略		区分	鉄道賃	船賃	知事、 <u>副知事及び政策統轄監</u>	略		略			区分		宿泊費基準額 （1夜につき）	知事、 <u>副知事及び政策統轄</u>	略		（知事、副知事、教育長及び常勤の監査委員の給与） 第2条 知事、副知事、教育長及び常勤の監査委員の受ける給与は、給料、通勤手当、期末手当及び退職手当とする。 2～5 略 別表第1（第2条、第4条関係） <table><tr><th>区分</th><th>報酬又は給料の額</th></tr><tr><td>略</td><td></td></tr><tr><td>副知事</td><td>月額 945,000円</td></tr><tr><td>略</td><td></td></tr></table> 別表第2（第7条関係） 1 鉄道賃及び船賃 <table><tr><th>区分</th><th>鉄道賃</th><th>船賃</th></tr><tr><td>知事<u>及び副知事</u></td><td colspan="2">略</td></tr><tr><td>略</td><td colspan="2"></td></tr></table> 2 宿泊費 <table><tr><th colspan="2">区分</th><th>宿泊費基準額 （1夜につき）</th></tr><tr><td>知事<u>及び副知事</u></td><td colspan="2">略</td></tr></table>	区分	報酬又は給料の額	略		副知事	月額 945,000円	略		区分	鉄道賃	船賃	知事 <u>及び副知事</u>	略		略			区分		宿泊費基準額 （1夜につき）	知事 <u>及び副知事</u>	略	
区分	報酬又は給料の額																																																
略																																																	
副知事	月額 945,000円																																																
<u>政策統轄監</u>	月額 789,000円																																																
略																																																	
区分	鉄道賃	船賃																																															
知事、 <u>副知事及び政策統轄監</u>	略																																																
略																																																	
区分		宿泊費基準額 （1夜につき）																																															
知事、 <u>副知事及び政策統轄</u>	略																																																
区分	報酬又は給料の額																																																
略																																																	
副知事	月額 945,000円																																																
略																																																	
区分	鉄道賃	船賃																																															
知事 <u>及び副知事</u>	略																																																
略																																																	
区分		宿泊費基準額 （1夜につき）																																															
知事 <u>及び副知事</u>	略																																																

監			
略		略	

(鳥取県危機管理のための対策本部に関する条例の一部改正)

第7条 鳥取県危機管理のための対策本部に関する条例（平成25年鳥取県条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(危機管理対策本部の組織) 第4条 略 2 危機管理対策本部に本部員を置き、次に掲げる者をもって充てる。 (1) 略 (2) <u>政策統轄監</u> (3) 略 (4) 略 (5) 略 3～5 略	(危機管理対策本部の組織) 第4条 略 2 危機管理対策本部に本部員を置き、次に掲げる者をもって充てる。 (1) 略 (2) 略 (3) 略 (4) 略 3～5 略

(職員等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正)

第8条 職員等の損害賠償責任の一部免責に関する条例（令和2年鳥取県条例第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(職員等の損害賠償責任の一部免責) 第2条 職員等の県に対する損害を賠償する責任について、職員等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、職員等が賠償の責任を負う額のうち次の各号に掲げる職員等の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額を超える額を免責する。 (1) 地方警務官（警察法（昭和29年法律第162号）第56条第1項に規定する地方警務官をいう。以下同じ。）以外の職員等 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第173条の4第1項第1号に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額に、次に掲げる地方警務官以外の職員等の区分に応じ、それぞれに定める数を乗じて得た額 ア 略 イ 副知事、<u>政策統轄監</u>、教育委員会の教育長若しくは委員、公安委員会の委員、選挙管理委員会の委員又は監査委員 4	(職員等の損害賠償責任の一部免責) 第2条 職員等の県に対する損害を賠償する責任について、職員等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、職員等が賠償の責任を負う額のうち次の各号に掲げる職員等の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額を超える額を免責する。 (1) 地方警務官（警察法（昭和29年法律第162号）第56条第1項に規定する地方警務官をいう。以下同じ。）以外の職員等 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第173条の4第1項第1号に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額に、次に掲げる地方警務官以外の職員等の区分に応じ、それぞれに定める数を乗じて得た額 ア 略 イ 副知事、教育委員会の教育長若しくは委員、公安委員会の委員、選挙管理委員会の委員又は監査委員 4

ウ・エ 略 (2) 略	ウ・エ 略 (2) 略
----------------	----------------

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び次項の規定は規則で定める日から施行する。

(鳥取県職員定数条例の一部改正)

- 2 鳥取県職員定数条例（平成6年鳥取県条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(定数) 第2条 職員の定数は、次のとおりとする。 (1) 知事の事務部局の職員 <u>2,837人</u> ア 一般会計支弁に係る職員 <u>2,827人</u> イ 略 (2)～(10) 略 2 略	(定数) 第2条 職員の定数は、次のとおりとする。 (1) 知事の事務部局の職員 <u>2,838人</u> ア 一般会計支弁に係る職員 <u>2,828人</u> イ 略 (2)～(10) 略 2 略

鳥取県議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年6月13日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第32号

鳥取県議会委員会条例の一部を改正する条例

鳥取県議会委員会条例（昭和31年鳥取県条例第32号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（常任委員会の名称、委員定数及び所管） 第2条 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。 総務教育常任委員会 9人 <u>政策統轄総局、</u>令和の改新戦略本部、総務部、会計管理部、教育委員会、監査委員及び人事委員会に関する事項並びに他の常任委員会の所管に属しない事項 福祉生活病院常任委員会 9人 福祉保健部、子ども家庭部、生活環境部及び病院局に関する事項 農林水産商工常任委員会 9人 商工労働部、農林水産部、企業局及び労働委員会に関する事項 地域県土警察常任委員会 8人 輝く鳥取創造本部、男女協働未来創造本部、危機管理部、地域社会振興部、県土整備部及び警察本部に関する事項	（常任委員会の名称、委員定数及び所管） 第2条 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。 総務教育常任委員会 9人 令和の改新戦略本部、総務部、会計管理部、教育委員会、監査委員及び人事委員会に関する事項並びに他の常任委員会の所管に属しない事項 福祉生活病院常任委員会 9人 福祉保健部、子ども家庭部、生活環境部及び病院局に関する事項 農林水産商工常任委員会 9人 商工労働部、農林水産部、企業局及び労働委員会に関する事項 地域県土警察常任委員会 8人 輝く鳥取創造本部、男女協働未来創造本部、危機管理部、地域社会振興部、県土整備部及び警察本部に関する事項

附 則

（施行期日）

- この条例は、鳥取県行政組織条例等の一部を改正する条例（令和7年鳥取県条例第31号）の施行の日から施行する。

（経過措置）

- この条例の施行の際現に常任委員会に付議されて審査又は調査中の事件は、改正後の鳥取県議会委員会条例の規定によりその事件を所管する常任委員会に付議されているものとみなす。

規 則

鳥取県行政組織規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年6月13日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第26号

鳥取県行政組織規則等の一部を改正する規則

(鳥取県行政組織規則の一部改正)

第1条 鳥取県行政組織規則(昭和39年鳥取県規則第13号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
目次 第1章 略 第2章 本庁 第1節 <u>部局</u>、<u>部内局</u>、課等の設置(第5条・第6条) 第2節・第3節 略 第3章～第5章 略 附則 (機関の分類) 第2条 略 2 本庁とは、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第158条第1項の規定に基づき設置される知事の直近下位の内部組織(以下「<u>部局</u>」という。)並びに<u>部局</u>の下に設けられる局(局に相当するものを含む。以下「<u>部内局</u>」という。)、課(課に相当するものを含む。以下同じ。))及び課内室(課内室に相当するものを含む。以下同じ。)をいう。 3・4 略 第1節 <u>部局</u>、<u>部内局</u>、課等の設置 (<u>部局</u>及び<u>部内局</u>の名称等) 第5条 鳥取県行政組織条例(平成6年鳥取県条例第5号)第2条の規定により設置された<u>部局</u>は、次のとおりである。 <u>政策統轄総局</u> 令和の改新戦略本部 輝く鳥取創造本部 男女協働未来創造本部	目次 第1章 略 第2章 本庁 第1節 <u>部</u>、<u>局</u>、課等の設置(第5条・第6条) 第2節・第3節 略 第3章～第5章 略 附則 (機関の分類) 第2条 略 2 本庁とは、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第158条第1項の規定に基づき設置される知事の直近下位の内部組織(以下「<u>部</u>」という。)並びに<u>部</u>の下に設けられる局(局に相当するものを含む。以下<u>同じ</u>。))、課(課に相当するものを含む。以下同じ。))及び課内室(課内室に相当するものを含む。以下同じ。)をいう。 3・4 略 第1節 <u>部</u>、<u>局</u>、課等の設置 (<u>部</u>及び<u>局</u>の名称等) 第5条 鳥取県行政組織条例(平成6年鳥取県条例第5号)第2条の規定により設置された<u>部</u>は、次のとおりである。 令和の改新戦略本部 輝く鳥取創造本部 男女協働未来創造本部

総務部
危機管理部
地域社会振興部
福祉保健部
子ども家庭部
生活環境部
商工労働部
農林水産部
県土整備部

- 2 前項に掲げる部局のうち、次の表の左欄に掲げる部局の下に、同表の右欄に掲げる部内局を置く。

略	
輝く鳥取創造本部	中山間・地域振興局 中山間振興統括局 観光交流局
略	

(課及び課内室の設置)

- 第6条 次の表の第1欄に掲げる部局及び第2欄に掲げる部内局に、同表の第3欄に掲げる課を置き、課に同表の第4欄に掲げる課内室を置く。

部局	部内局	課	課内室
政策統轄 総局		政策統轄 課	移 住 定 住・関係 人口室
		協働参画 課	
令和の改 新戦略本 部		とっとり 未来創造 タスクフ ォース	
	略		
輝く鳥取 創造本部	中山間・ 地域振興 局	中山間・ 地域振興 課	
		略	
	略		
略			

総務部
危機管理部
地域社会振興部
福祉保健部
子ども家庭部
生活環境部
商工労働部
農林水産部
県土整備部

- 2 前項に掲げる部のうち、次の表の左欄に掲げる部の下に、同表の右欄に掲げる局を置く。

略	
輝く鳥取創造本部	とっとり暮らし推進局 中山間・地域振興局 中山間振興統括局 観光交流局
略	

(課及び課内室の設置)

- 第6条 次の表の第1欄に掲げる部及び第2欄に掲げる局に、同表の第3欄に掲げる課を置き、課に同表の第4欄に掲げる課内室を置く。

部	局	課	課内室
令和の改 新戦略本 部		とっとり 未来創造 タスクフ ォース	
	略		
輝く鳥取 創造本部	とっとり 暮らし推 進局	人口減少 社会対策 課	移 住 定 住・関係 人口室
		協働参画 課	
	中山間・ 地域振興 局	中山間・ 地域振興 課	
		略	
	略		
略			

(政策統轄総局各課の所掌事務)

第6条の2 政策統轄総局各課の所掌事務は、次のとおりとする。

政策統轄課

- (1) 政策統轄監の秘書に関すること。
- (2) 県民生活に多大な影響を及ぼす喫緊の課題その他の県政推進上の重要政策の統轄、総合調整及び調査研究に関すること。
- (3) 県の重点施策の推進の総括に関すること。
- (4) 人口減少対策に関すること。
- (5) 県外からの移住定住の促進及び関係人口の拡大に関すること。
- (6) 県外大学との連携の促進に関すること（県内就職の強化のための連携に関することに限る。）。
- (7) 総局の連絡調整に関すること。
- (8) 総局の予算経理及び庶務に関すること（総合事務センター庶務集中課及び物品契約課並びに統括審査課の所掌に属するものを除く。）。
- (9) その他総局内他課の所掌に属しないこと。

協働参画課

- (1) 県民並びに大学、研究機関及び非営利公益活動団体その他の団体との連携による地域づくりの推進に関すること。
- (2) 特定非営利活動法人に関すること。

(令和の改新戦略本部各課の所掌事務)

第6条の3 令和の改新戦略本部各課の所掌事務は、次のとおりとする。

とっとり未来創造タスクフォース 略
政策戦略局令和の改新推進課

- (1) 令和の改新の推進に関すること。
- (2) 略
- (3) 略
- (4) 略
- (5) 略
- (6) 略

政策戦略局総合統括課～デジタル局デジタル基盤整備課 略

(令和の改新戦略本部各課の所掌事務)

第6条の2 令和の改新戦略本部各課の所掌事務は、次のとおりとする。

とっとり未来創造タスクフォース 略
政策戦略局令和の改新推進課

- (1) 県政推進上の重要政策の統轄、総合調整及び調査研究に関すること。
- (2) 人口政策に関すること。

- (3) 略
- (4) 県の重点施策の推進の総括に関すること。
- (5) 略
- (6) 略
- (7) 略
- (8) 略

政策戦略局総合統括課～デジタル局デジタル基盤整備課 略

(輝く鳥取創造本部各課の所掌事務)

第6条の4 輝く鳥取創造本部各課の所掌事務は、次のとおりとする。

中山間・地域振興局中山間・地域振興課

(1)～(4) 略

(5) 本部の連絡調整に関すること。

(6) 本部の予算経理及び庶務に関すること（総合事務センター庶務集中課及び物品契約課並びに統括審査課の所掌に属するものを除く。）。

(7) その他本部内他課の所掌に属しないこと。

中山間・地域振興局交通政策課～観光交流局まんが王国官房 略

(中山間振興統括局の所掌事務)

第6条の5 略

(男女協働未来創造本部各課の所掌事務)

第6条の6 略

(課内室の所掌事務)

第15条 課内室の所掌事務は、課の長が定め、主管する部局の長（第19条において「主管部局長」という。）及び知事に報告しなければならない。これを変更したときもまた同様とする。

2 略

(輝く鳥取創造本部各課の所掌事務)

第6条の3 輝く鳥取創造本部各課の所掌事務は、次のとおりとする。

とっとり暮らし推進局人口減少社会対策課

(1) 人口減少対策に関すること（令和の改新推進課の所掌に属するものを除く。）。

(2) 県外からの移住定住の促進及び関係人口の拡大に関すること。

(3) 県外大学との連携の促進に関すること（県内就職の強化のための連携に関することに限る。）。

(4) 本部の連絡調整に関すること。

(5) 本部の予算経理及び庶務に関すること（総合事務センター庶務集中課及び物品契約課並びに統括審査課の所掌に属するものを除く。）。

(6) その他本部内他課の所掌に属しないこと。

とっとり暮らし推進局協働参画課

(1) 県民並びに大学、研究機関及び非営利公益活動団体その他の団体との連携による地域づくりの推進に関すること。

(2) 特定非営利活動法人に関すること。

中山間・地域振興局中山間・地域振興課

(1)～(4) 略

中山間・地域振興局交通政策課～観光交流局まんが王国官房 略

(中山間振興統括局の所掌事務)

第6条の4 略

(男女協働未来創造本部各課の所掌事務)

第6条の5 略

(課内室の所掌事務)

第15条 課内室の所掌事務は、課の長が定め、主管する部の長（以下「主管部長」という。）及び知事に報告しなければならない。これを変更したときもまた同様とする。

2 略

(職制及び職務)

第16条 部局、部内局、課及び課内室に、それぞれその長を置き、それぞれ当該部局、部内局、課及び課内室の事務をつかさどる。

2 統轄監は、知事を補佐し、県行政の重要政策の企画及び立案を行うとともに、各部局の総合調整を行う。

3 部局長は、知事を補佐し、県行政の重要政策の企画及び立案を行うとともに、部局の所掌事務をつかさどる。

4 部局長は、前項の事務を遂行するため、県行政全般にわたる総合的視野に立ち、統轄監とともに、相互に協力してその任に当たる。

5 略

6 次の各号に掲げる者の職務を補佐し、その者に事故があるときにその職務を代行させるため、必要があると認めるときは、それぞれ当該各号に定める職員を置くことができる。

(1) 部局長 次長（次長に相当するものを含む。以下同じ。）

(2) 部内局長 副局長（副局長に相当するものを含む。）

(3)・(4) 略

7 略

8 部局の事務に参画させるため、必要があると認めるときは、部局に理事監、参事監又は参事を置くことができる。

9 若者Uターン・定住戦略本部事務局長を政策統轄総局に置き、とっとり若者Uターン・定住戦略の統括に関する事務をつかさどる。

10 略

11 略

12 略

13 略

14 略

15 略

16～30 略

(内部組織の所掌事務)

第19条 地方機関の内部組織の所掌事務は、別に定めがある場合を除くほか、当該地方機関の長が定め、主管部局長及び知事に報告しなければならない

(職制及び職務)

第16条 部、局、課及び課内室に、それぞれその長を置き、それぞれ当該部、局、課及び課内室の事務をつかさどる。

2 統轄監は、知事を補佐し、県行政の重要政策の企画及び立案を行うとともに、各部の総合調整を行う。

3 部長は、知事を補佐し、県行政の重要政策の企画及び立案を行うとともに、部の所掌事務をつかさどる。

4 部長は、前項の事務を遂行するため、県行政全般にわたる総合的視野に立ち、統轄監とともに、相互に協力してその任に当たる。

5 略

6 次の各号に掲げる者の職務を補佐し、その者に事故があるときにその職務を代行させるため、必要があると認めるときは、それぞれ当該各号に定める職員を置くことができる。

(1) 部長 次長（次長に相当するものを含む。以下同じ。）

(2) 局長 副局長（副局長に相当するものを含む。）

(3)・(4) 略

7 略

8 部の事務に参画させるため、必要があると認めるときは、部に理事監、参事監又は参事を置くことができる。

9 略

10 略

11 略

12 略

13 略

14 略

15 若者Uターン・定住戦略本部事務局長を輝く鳥取創造本部に置き、とっとり若者Uターン・定住戦略の統括に関する事務をつかさどる。

16～30 略

(内部組織の所掌事務)

第19条 地方機関の内部組織の所掌事務は、別に定めがある場合を除くほか、当該地方機関の長が定め、主管部長及び知事に報告しなければならない

い。これを変更したときもまた同様とする。 2 略	い。これを変更したときもまた同様とする。 2 略
-----------------------------	-----------------------------

第2条 鳥取県行政組織規則の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(令和の改新戦略本部各課の所掌事務) 第6条の3 令和の改新戦略本部各課の所掌事務は、次のとおりとする。 とっとり未来創造タスクフォース 略 政策戦略局令和の改新推進課 (1)・(2) 略 (3) 略 (4) 略 (5) 略 政策戦略局総合統括課～デジタル局デジタル基盤整備課 略 (職制及び職務) 第16条 略 2 略 3 部局長は、前項の事務を遂行するため、県行政全般にわたる総合的視野に立ち、相互に協力してその任に当たる。 4 略 5 略 6 略 7 略 8 略 9 略 10 略 11 略 12 略 13 略 14 略 15 略 16 略 17 略 18 略 19 略	(令和の改新戦略本部各課の所掌事務) 第6条の3 令和の改新戦略本部各課の所掌事務は、次のとおりとする。 とっとり未来創造タスクフォース 略 政策戦略局令和の改新推進課 (1)・(2) 略 (3) <u>統轄監の秘書に関すること。</u> (4) 略 (5) 略 (6) 略 政策戦略局総合統括課～デジタル局デジタル基盤整備課 略 (職制及び職務) 第16条 略 2 <u>統轄監は、知事を補佐し、県行政の重要政策の企画及び立案を行うとともに、各部局の総合調整を行う。</u> 3 略 4 部局長は、前項の事務を遂行するため、県行政全般にわたる総合的視野に立ち、<u>統轄監とともに</u>、相互に協力してその任に当たる。 5 略 6 略 7 略 8 略 9 略 10 略 11 略 12 略 13 略 14 略 15 略 16 略 17 略 18 略 19 略 20 略

<u>20</u> 略	<u>21</u> 略
<u>21</u> 略	<u>22</u> 略
<u>22</u> 略	<u>23</u> 略
<u>23</u> 略	<u>24</u> 略
<u>24</u> 略	<u>25</u> 略
<u>25</u> 略	<u>26</u> 略
<u>26</u> 略	<u>27</u> 略
<u>27</u> 略	<u>28</u> 略
<u>28</u> 略	<u>29</u> 略
<u>29</u> 略	<u>30</u> 略

(知事等の退職手当の支給に関する規則の一部改正)

第3条 知事等の退職手当の支給に関する規則（昭和37年鳥取県規則第74号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前												
(目的) 第1条 この規則は、知事等の退職手当に関する条例（昭和37年鳥取県条例第50号）第9条の規定に基づき、知事、副知事、<u>政策統轄監</u>、病院事業の管理者、常勤の監査委員及び教育長の退職手当の支給に関し必要な事項を定めることを目的とする。 (退職手当の受給手続) 第2条 退職手当の支給を受けようとする者（以下「受給権者」という。）は、次の各号に掲げる書類を知事に提出しなければならない。 (1) 略 (2) 知事、副知事、<u>政策統轄監</u>、病院事業の管理者、常勤の監査委員又は教育長（以下「知事等」という。）が死亡による退職以外の退職をした場合には、在職中の履歴書、所得税法（昭和40年法律第33号）第203条第1項の規定による退職所得の受給に関する申告書、地方税法（昭和25年法律第226号）第50条の7第1項の規定による退職所得申告書及び同法第328条の7第1項の規定による退職所得申告書 (3) 略 第3号様式（第3条関係） <table><tr><th colspan="3">退職手当金額計算書</th></tr><tr><td>元職名</td><td>知事、副知事、<u>政策統轄監</u>、病院事業の管理者、</td><td>略</td></tr></table>	退職手当金額計算書			元職名	知事、副知事、 <u>政策統轄監</u> 、病院事業の管理者、	略	(目的) 第1条 この規則は、知事等の退職手当に関する条例（昭和37年鳥取県条例第50号）第9条の規定に基づき、知事、副知事、病院事業の管理者、常勤の監査委員及び教育長の退職手当の支給に関し必要な事項を定めることを目的とする。 (退職手当の受給手続) 第2条 退職手当の支給を受けようとする者（以下「受給権者」という。）は、次の各号に掲げる書類を知事に提出しなければならない。 (1) 略 (2) 知事、副知事、病院事業の管理者、常勤の監査委員又は教育長（以下「知事等」という。）が死亡による退職以外の退職をした場合には、在職中の履歴書、所得税法（昭和40年法律第33号）第203条第1項の規定による退職所得の受給に関する申告書、地方税法（昭和25年法律第226号）第50条の7第1項の規定による退職所得申告書及び同法第328条の7第1項の規定による退職所得申告書 (3) 略 第3号様式（第3条関係） <table><tr><th colspan="3">退職手当金額計算書</th></tr><tr><td>元職名</td><td>知事、副知事、病院事業の管理者、常勤の監査委</td><td>略</td></tr></table>	退職手当金額計算書			元職名	知事、副知事、病院事業の管理者、常勤の監査委	略
退職手当金額計算書													
元職名	知事、副知事、 <u>政策統轄監</u> 、病院事業の管理者、	略											
退職手当金額計算書													
元職名	知事、副知事、病院事業の管理者、常勤の監査委	略											

	常勤の監査委員、教育長					略
略						
退職手当金額	略					
	副知事	率		月	円	
	政策統轄監	率		月	円	
	略					
略						

	員、教育長					略
略						
退職手当金額	略					
	副知事	率		月	円	
	略					
	略					

(職員の職の設置に関する規則の一部改正)

第4条 職員の職の設置に関する規則(昭和39年鳥取県規則第6号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
別表(第2条関係) 統轄監、部長、本部長、所長、理事監、令和5年台風第7号災害復旧・復興本部事務局長、大阪・関西万博鳥取県魅力発信強化戦略会議事務局長、会計管理者、<u>総局長</u>、次長、局長、事務局長、参事監、鳥取県SDGs推進・温室効果ガス削減戦略本部事務局長、鳥取県Society5.0推進本部事務局長、若者Uターン・定住戦略本部事務局長、サイクルツーリズム振興監、業務適正化推進本部事務局長、原子力安全対策監、文化振興監、関西ワールドマスタースゲームズ鳥取県実施本部事務局長、経済産業振興監、課長、室長、副局長、校長、館長、園長、チーム長、サブチーム長、副所長、副校長、副館長、参事、副本部長、大阪・関西万博鳥取県魅力発信強化戦略会議事務局次長、債権管理幹、官房長、副官房長、業務適正化推進幹、業務適正化監察幹、危機管理専門官、危機管理情報官、原子力モニタリング専門官、原子力防災訓練推進官、原子力安全監督官、中部復興支援幹、女性相談支援幹、星空環境推進幹、支所長、総括検査専門員、検査専門員、課長補佐、主幹、総括主計員、地方交通主幹、中山間地域振興リーダー、保育士長、教授、専技主幹、普及主幹、検査主幹、係長、副主幹、主計員、身体障害者福祉司、知的障害者福祉司、副保育士長、職業訓練指導主任、普及主任、准教授、農業専門技術員、林業専門技術員、主事、機械技師、電気技師、教官、学芸員補、スポーツ指導主事、保健師、社会福祉主事、精神福祉主事、心理療法士、心理判定員、医療ソーシャルワーカー、児童	別表(第2条関係) 統轄監、部長、本部長、所長、理事監、令和5年台風第7号災害復旧・復興本部事務局長、大阪・関西万博鳥取県魅力発信強化戦略会議事務局長、会計管理者、次長、局長、事務局長、参事監、鳥取県SDGs推進・温室効果ガス削減戦略本部事務局長、鳥取県Society5.0推進本部事務局長、若者Uターン・定住戦略本部事務局長、サイクルツーリズム振興監、業務適正化推進本部事務局長、原子力安全対策監、文化振興監、関西ワールドマスタースゲームズ鳥取県実施本部事務局長、経済産業振興監、課長、室長、副局長、校長、館長、園長、チーム長、サブチーム長、副所長、副校長、副館長、参事、副本部長、大阪・関西万博鳥取県魅力発信強化戦略会議事務局次長、債権管理幹、官房長、副官房長、業務適正化推進幹、業務適正化監察幹、危機管理専門官、危機管理情報官、原子力モニタリング専門官、原子力防災訓練推進官、原子力安全監督官、中部復興支援幹、女性相談支援幹、星空環境推進幹、支所長、総括検査専門員、検査専門員、課長補佐、主幹、総括主計員、地方交通主幹、中山間地域振興リーダー、保育士長、教授、専技主幹、普及主幹、検査主幹、係長、副主幹、主計員、身体障害者福祉司、知的障害者福祉司、副保育士長、職業訓練指導主任、普及主任、准教授、農業専門技術員、林業専門技術員、主事、機械技師、電気技師、教官、学芸員補、スポーツ指導主事、保健師、社会福祉主事、精神福祉主事、心理療法士、心理判定員、医療ソーシャルワーカー、児童心理司、児童

心理司、児童福祉司、児童自立支援専門員、児童指導員、児童生活支援員、保育士、薬剤師、衛生技師、造園技師、建築技師、職業訓練指導員、農林技師、水産技師、改良普及員、林業改良指導員、土木技師、総括専門員、専門員、文化財主事、教務主幹、教務主任、講師、場長、主幹学芸員、主幹研究員、上席研究員、分場長、試験地長、主任学芸員、主任研究員、研究主任、学芸員、研究員、院長、副院長、医長、副医長、医師、歯科医師、療法士長、管理栄養主幹、歯科衛生主幹、診療放射線主幹、理学療法主幹、作業療法主幹、言語聴覚主幹、臨床心理主幹、臨床検査主幹、管理栄養主任、歯科衛生主任、診療放射線主任、理学療法主任、作業療法主任、言語聴覚主任、臨床心理主任、臨床検査主任、管理栄養士、歯科衛生士、診療放射線技師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、臨床心理士、臨床検査技師、看護師長、副看護師長、看護主任、看護師、准看護師、船長、機関長、航海長、通信長、漁業取締専門員、機関士長、航海士長、通信士長、機関士、航海士、機関員、甲板員、現業職長、現業技術員、現業主事、介助員、農業技手、畜産技手、隊長、副隊長、隊員、保安管理員、液化石油ガス検査員、医療監視員、薬事監視員、査察指導員、麻薬取締員、毒物劇物監視員、栄養指導員、環境衛生指導員、食品衛生監視員、家庭用品衛生監視員、防疫員、土地調査員、建築主事、建築監視員、狂犬病予防員、動物愛護管理員、狂犬病予防技術員、動物愛護技術員、鳥取砂丘レンジャー、公営住宅監理員、肥料検査員、小作主事、普及指導員、と畜検査員、地方種畜検査委員、家畜防疫員、林業普及指導員、森林害虫防除員、魚類防疫員、漁業監督吏員、道路監理員、河川監理員、砂防管理員、出納員、分任出納員、会計員、企業出納員及び現金取扱員	福祉司、児童自立支援専門員、児童指導員、児童生活支援員、保育士、薬剤師、衛生技師、造園技師、建築技師、職業訓練指導員、農林技師、水産技師、改良普及員、林業改良指導員、土木技師、総括専門員、専門員、文化財主事、教務主幹、教務主任、講師、場長、主幹学芸員、主幹研究員、上席研究員、分場長、試験地長、主任学芸員、主任研究員、研究主任、学芸員、研究員、院長、副院長、医長、副医長、医師、歯科医師、療法士長、管理栄養主幹、歯科衛生主幹、診療放射線主幹、理学療法主幹、作業療法主幹、言語聴覚主幹、臨床心理主幹、臨床検査主幹、管理栄養主任、歯科衛生主任、診療放射線主任、理学療法主任、作業療法主任、言語聴覚主任、臨床心理主任、臨床検査主任、管理栄養士、歯科衛生士、診療放射線技師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、臨床心理士、臨床検査技師、看護師長、副看護師長、看護主任、看護師、准看護師、船長、機関長、航海長、通信長、漁業取締専門員、機関士長、航海士長、通信士長、機関士、航海士、機関員、甲板員、現業職長、現業技術員、現業主事、介助員、農業技手、畜産技手、隊長、副隊長、隊員、保安管理員、液化石油ガス検査員、医療監視員、薬事監視員、査察指導員、麻薬取締員、毒物劇物監視員、栄養指導員、環境衛生指導員、食品衛生監視員、家庭用品衛生監視員、防疫員、土地調査員、建築主事、建築監視員、狂犬病予防員、動物愛護管理員、狂犬病予防技術員、動物愛護技術員、鳥取砂丘レンジャー、公営住宅監理員、肥料検査員、小作主事、普及指導員、と畜検査員、地方種畜検査委員、家畜防疫員、林業普及指導員、森林害虫防除員、魚類防疫員、漁業監督吏員、道路監理員、河川監理員、砂防管理員、出納員、分任出納員、会計員、企業出納員及び現金取扱員
--	--

第5条 職員の職の設置に関する規則の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
別表（第2条関係） 部長、本部長、所長、理事監、令和5年台風第7号災害復旧・復興本部事務局長、大阪・関西万博鳥取県魅力発信強化戦略会議事務局長、会計管理者、総局長、次長、局長、事務局長、参事監、	別表（第2条関係） <u>統轄監</u>、部長、本部長、所長、理事監、令和5年台風第7号災害復旧・復興本部事務局長、大阪・関西万博鳥取県魅力発信強化戦略会議事務局長、会計管理者、総局長、次長、局長、事務局長、参

鳥取県SDGs推進・温室効果ガス削減戦略本部事務局長、鳥取県Society5.0推進本部事務局長、若者Uターン・定住戦略本部事務局長、サイクルツーリズム振興監、業務適正化推進本部事務局長、原子力安全対策監、文化振興監、関西ワールドマスタースゲームズ鳥取県実施本部事務局長、経済産業振興監、課長、室長、副局長、校長、館長、園長、チーム長、サブチーム長、副所長、副校長、副館長、参事、副本部長、大阪・関西万博鳥取県魅力発信強化戦略会議事務局次長、債権管理幹、官房長、副官房長、業務適正化推進幹、業務適正化監察幹、危機管理専門官、危機管理情報官、原子力モニタリング専門官、原子力防災訓練推進官、原子力安全監督官、中部復興支援幹、女性相談支援幹、星空環境推進幹、支所長、総括検査専門員、検査専門員、課長補佐、主幹、総括主計員、地方交通主幹、中山間地域振興リーダー、保育士長、教授、専技主幹、普及主幹、検査主幹、係長、副主幹、主計員、身体障害者福祉司、知的障害者福祉司、副保育士長、職業訓練指導主任、普及主任、准教授、農業専門技術員、林業専門技術員、主事、機械技師、電気技師、教官、学芸員補、スポーツ指導主事、保健師、社会福祉主事、精神福祉主事、心理療法士、心理判定員、医療ソーシャルワーカー、児童心理司、児童福祉司、児童自立支援専門員、児童指導員、児童生活支援員、保育士、薬剤師、衛生技師、造園技師、建築技師、職業訓練指導員、農林技師、水産技師、改良普及員、林業改良指導員、土木技師、総括専門員、専門員、文化財主事、教務主幹、教務主任、講師、場長、主幹学芸員、主幹研究員、上席研究員、分場長、試験地長、主任学芸員、主任研究員、研究主任、学芸員、研究員、院長、副院長、医長、副医長、医師、歯科医師、療法士長、管理栄養主幹、歯科衛生主幹、診療放射線主幹、理学療法主幹、作業療法主幹、言語聴覚主幹、臨床心理主幹、臨床検査主幹、管理栄養主任、歯科衛生主任、診療放射線主任、理学療法主任、作業療法主任、言語聴覚主任、臨床心理主任、臨床検査主任、管理栄養士、歯科衛生士、診療放射線技師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、臨床心理士、臨床検査技師、看護師長、副看護師長、看護主任、看護師、准看護師、船長、機関長、航海長、通信長、漁業取締専門員、機関士長、航海士長、通信士長、機関士、航海士、機関員、甲板

事監、鳥取県SDGs推進・温室効果ガス削減戦略本部事務局長、鳥取県Society5.0推進本部事務局長、若者Uターン・定住戦略本部事務局長、サイクルツーリズム振興監、業務適正化推進本部事務局長、原子力安全対策監、文化振興監、関西ワールドマスタースゲームズ鳥取県実施本部事務局長、経済産業振興監、課長、室長、副局長、校長、館長、園長、チーム長、サブチーム長、副所長、副校長、副館長、参事、副本部長、大阪・関西万博鳥取県魅力発信強化戦略会議事務局次長、債権管理幹、官房長、副官房長、業務適正化推進幹、業務適正化監察幹、危機管理専門官、危機管理情報官、原子力モニタリング専門官、原子力防災訓練推進官、原子力安全監督官、中部復興支援幹、女性相談支援幹、星空環境推進幹、支所長、総括検査専門員、検査専門員、課長補佐、主幹、総括主計員、地方交通主幹、中山間地域振興リーダー、保育士長、教授、専技主幹、普及主幹、検査主幹、係長、副主幹、主計員、身体障害者福祉司、知的障害者福祉司、副保育士長、職業訓練指導主任、普及主任、准教授、農業専門技術員、林業専門技術員、主事、機械技師、電気技師、教官、学芸員補、スポーツ指導主事、保健師、社会福祉主事、精神福祉主事、心理療法士、心理判定員、医療ソーシャルワーカー、児童心理司、児童福祉司、児童自立支援専門員、児童指導員、児童生活支援員、保育士、薬剤師、衛生技師、造園技師、建築技師、職業訓練指導員、農林技師、水産技師、改良普及員、林業改良指導員、土木技師、総括専門員、専門員、文化財主事、教務主幹、教務主任、講師、場長、主幹学芸員、主幹研究員、上席研究員、分場長、試験地長、主任学芸員、主任研究員、研究主任、学芸員、研究員、院長、副院長、医長、副医長、医師、歯科医師、療法士長、管理栄養主幹、歯科衛生主幹、診療放射線主幹、理学療法主幹、作業療法主幹、言語聴覚主幹、臨床心理主幹、臨床検査主幹、管理栄養主任、歯科衛生主任、診療放射線主任、理学療法主任、作業療法主任、言語聴覚主任、臨床心理主任、臨床検査主任、管理栄養士、歯科衛生士、診療放射線技師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、臨床心理士、臨床検査技師、看護師長、副看護師長、看護主任、看護師、准看護師、船長、機関長、航海長、通信長、漁業取締専門員、機関士長、航海士長、通信士長、機関士、航海士、機

員、現業職長、現業技術員、現業主事、介助員、農業技手、畜産技手、隊長、副隊長、隊員、保安管理員、液化石油ガス検査員、医療監視員、薬事監視員、査察指導員、麻薬取締員、毒物劇物監視員、栄養指導員、環境衛生指導員、食品衛生監視員、家庭用品衛生監視員、防疫員、土地調査員、建築主事、建築監視員、狂犬病予防員、動物愛護管理員、狂犬病予防技術員、動物愛護技術員、鳥取砂丘レンジャー、公営住宅監理員、肥料検査員、小作主事、普及指導員、と畜検査員、地方種畜検査委員、家畜防疫員、林業普及指導員、森林害虫防除員、魚類防疫員、漁業監督吏員、道路監理員、河川監理員、砂防管理員、出納員、分任出納員、会計員、企業出納員及び現金取扱員	関員、甲板員、現業職長、現業技術員、現業主事、介助員、農業技手、畜産技手、隊長、副隊長、隊員、保安管理員、液化石油ガス検査員、医療監視員、薬事監視員、査察指導員、麻薬取締員、毒物劇物監視員、栄養指導員、環境衛生指導員、食品衛生監視員、家庭用品衛生監視員、防疫員、土地調査員、建築主事、建築監視員、狂犬病予防員、動物愛護管理員、狂犬病予防技術員、動物愛護技術員、鳥取砂丘レンジャー、公営住宅監理員、肥料検査員、小作主事、普及指導員、と畜検査員、地方種畜検査委員、家畜防疫員、林業普及指導員、森林害虫防除員、魚類防疫員、漁業監督吏員、道路監理員、河川監理員、砂防管理員、出納員、分任出納員、会計員、企業出納員及び現金取扱員
--	---

(鳥取県会計規則の一部改正)

第6条 鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前										
(定義) 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 部 鳥取県行政組織条例(平成6年鳥取県条例第5号)第2条の規定により設置された<u>部</u>、会計管理部、議会事務局、教育委員会事務局、人事委員会事務局、監査委員事務局、労働委員会事務局及び警察本部をいう。 (2)～(6) 略 別表第2(第6条関係) 1 出納員に委任させる事務 <table border="1"> <tr> <th>区分</th><th>委任事務</th></tr> <tr> <td>政策統轄総局政策統轄課</td><td>鳥取県基金条例(平成19年鳥取県条例第10号)別表第1の23の項に掲げる基金に係る寄附金の収納事務</td></tr> <tr> <td>令和の改新戦略本部政策戦略局名古屋代表部</td><td>1 公文書、行政資料その他の書類の写しの作成及び送付に要する費用に係る現金の収納に関する事務 2 ふるさと納税に係る寄附</td></tr> </table>	区分	委任事務	政策統轄総局政策統轄課	鳥取県基金条例(平成19年鳥取県条例第10号)別表第1の23の項に掲げる基金に係る寄附金の収納事務	令和の改新戦略本部政策戦略局名古屋代表部	1 公文書、行政資料その他の書類の写しの作成及び送付に要する費用に係る現金の収納に関する事務 2 ふるさと納税に係る寄附	(定義) 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 部 鳥取県行政組織条例(平成6年鳥取県条例第5号)第2条の規定により設置された<u>部</u>、会計管理部、議会事務局、教育委員会事務局、人事委員会事務局、監査委員事務局、労働委員会事務局及び警察本部をいう。 (2)～(6) 略 別表第2(第6条関係) 1 出納員に委任させる事務 <table border="1"> <tr> <th>区分</th><th>委任事務</th></tr> <tr> <td>令和の改新戦略本部政策戦略局名古屋代表部</td><td>1 公文書、行政資料その他の書類の写しの作成及び送付に要する費用に係る現金の収納に関する事務 2 ふるさと納税に係る寄附</td></tr> </table>	区分	委任事務	令和の改新戦略本部政策戦略局名古屋代表部	1 公文書、行政資料その他の書類の写しの作成及び送付に要する費用に係る現金の収納に関する事務 2 ふるさと納税に係る寄附
区分	委任事務										
政策統轄総局政策統轄課	鳥取県基金条例(平成19年鳥取県条例第10号)別表第1の23の項に掲げる基金に係る寄附金の収納事務										
令和の改新戦略本部政策戦略局名古屋代表部	1 公文書、行政資料その他の書類の写しの作成及び送付に要する費用に係る現金の収納に関する事務 2 ふるさと納税に係る寄附										
区分	委任事務										
令和の改新戦略本部政策戦略局名古屋代表部	1 公文書、行政資料その他の書類の写しの作成及び送付に要する費用に係る現金の収納に関する事務 2 ふるさと納税に係る寄附										

	金の窓口での収納に関する事務 3 鳥取県個人情報保護条例（令和4年鳥取県条例第29号）第16条第1項の規定による手数料の収納に関する事務		金の窓口での収納に関する事務 3 鳥取県個人情報保護条例（令和4年鳥取県条例第29号）第16条第1項の規定による手数料の収納に関する事務
令和の改新戦略本部税務課	1 履行期限を経過した債権の収納に関する事務 2 ふるさと納税に係る寄附金の収納に関する事務（他の出納員に委任させる事務を除く。） 3 県税事務所窓口において交付される書類に係る指定納付受託者からの歳入金の収納に関する事務 4 指定納付受託者へ支払う事務取扱手数料の繰替払に関する事務（令和の改新戦略本部税務課の所掌する事務に係るものに限る。）	令和の改新戦略本部税務課	1 履行期限を経過した債権の収納に関する事務 2 ふるさと納税に係る寄附金の収納に関する事務（他の出納員に委任させる事務を除く。） 3 県税事務所窓口において交付される書類に係る指定納付受託者からの歳入金の収納に関する事務 4 指定納付受託者へ支払う事務取扱手数料の繰替払に関する事務（令和の改新戦略本部税務課の所掌する事務に係るものに限る。）
略		輝く鳥取創造本部とっとり暮らし推進局人口減少社会対策課	鳥取県基金条例（平成19年鳥取県条例第10号）別表第1の23の項に掲げる基金に係る寄附金の収納事務
2 略		略	2 略

（鳥取県用品調達等集中管理事業特別会計で取り扱う用品等の範囲を定める規則の一部改正）

第7条 鳥取県用品調達等集中管理事業特別会計で取り扱う用品等の範囲を定める規則（昭和39年鳥取県規則第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（事務の範囲） 第2条 条例別表の1の項の第2欄の規則で定める事務は、次に掲げるとおりとする。 （1）～（6） 略 （7） 知事、副知事、<u>政策統轄監</u>、統轄監、代表監査委員及び教育長並びに部又は機関に所属する職員が行う本邦における航空旅行に係る役務費のうち知事が別に定めるものに係る支払に関	（事務の範囲） 第2条 条例別表の1の項の第2欄の規則で定める事務は、次に掲げるとおりとする。 （1）～（6） 略 （7） 知事、副知事、統轄監、代表監査委員及び教育長並びに部又は機関に所属する職員が行う本邦における航空旅行に係る役務費のうち知事が別に定めるものに係る支払に関する事務

する事務 (8)～(11) 略	(8)～(11) 略
-------------------------------	-------------------

第8条 鳥取県用品調達等集中管理事業特別会計で取り扱う用品等の範囲を定める規則の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(事務の範囲) 第2条 条例別表の1の項の第2欄の規則で定める事務は、次に掲げるとおりとする。 (1)～(6) 略 (7) 知事、副知事、政策統轄監、代表監査委員及び教育長並びに部又は機関に所属する職員が行う本邦における航空旅行に係る役務費のうち知事が別に定めるものに係る支払に関する事務 (8)～(11) 略	(事務の範囲) 第2条 条例別表の1の項の第2欄の規則で定める事務は、次に掲げるとおりとする。 (1)～(6) 略 (7) 知事、副知事、政策統轄監、<u>統轄監</u>、代表監査委員及び教育長並びに部又は機関に所属する職員が行う本邦における航空旅行に係る役務費のうち知事が別に定めるものに係る支払に関する事務 (8)～(11) 略

(鳥取県予算規則の一部改正)

第9条 鳥取県予算規則(昭和39年鳥取県規則第36号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(定義) 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 主務部長 知事部局の部長(<u>政策統轄総局長</u>、令和の改新戦略本部長、輝く鳥取創造本部長、男女協働未来創造本部長及び会計管理者を含む。)、議会事務局長、教育長、人事委員会事務局長、監査委員事務局長、労働委員会事務局長及び警察本部長をいう。 (2)～(4) 略	(定義) 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 主務部長 知事部局の部長(令和の改新戦略本部長、輝く鳥取創造本部長、男女協働未来創造本部長及び会計管理者を含む。)、議会事務局長、教育長、人事委員会事務局長、監査委員事務局長、労働委員会事務局長及び警察本部長をいう。 (2)～(4) 略

(鳥取県宿舍管理規則の一部改正)

第10条 鳥取県宿舍管理規則(昭和57年鳥取県規則第24号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(入居資格等) 第5条 宿舍(駐車場を除く。以下この条、次条、第8条から第14条まで及び第16条から第20条までにおいて同じ。)に入居できる者は、次の各号に	(入居資格等) 第5条 宿舍(駐車場を除く。以下この条、次条、第8条から第14条まで及び第16条から第20条までにおいて同じ。)に入居できる者は、次の各号に

掲げる宿舎の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める職員とする。 (1) 特定宿舎 次に掲げる者 ア 知事、副知事及び政策統轄監 イ～エ 略 (2) 略 2・3 略 (宿舎の入居者等の決定) 第6条 宿舎に入居を希望する者(知事、副知事及び政策統轄監を除く。)は、宿舎入居申込書(様式第1号)を知事に提出しなければならない。 2～5 略	掲げる宿舎の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める職員とする。 (1) 特定宿舎 次に掲げる者 ア 知事及び副知事 イ～エ 略 (2) 略 2・3 略 (宿舎の入居者等の決定) 第6条 宿舎に入居を希望する者(知事及び副知事を除く。)は、宿舎入居申込書(様式第1号)を知事に提出しなければならない。 2～5 略
---	---

(鳥取県事務処理権限規則の一部改正)

第11条 鳥取県事務処理権限規則(平成8年鳥取県規則第32号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(定義) 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)～(12) 略 (13) 課内室長 組織規則第6条の表の第4欄に掲げる課内室の長(組織規則第16条第6項の規定により置かれる副局長であって組織規則第6条の表の第2欄に掲げる部内局のうち当該部内局内に課が置かれない部内局に置かれるものを含む。)をいう。 (14) 略 (15) 政策統轄監 鳥取県行政組織条例(平成6年鳥取県条例第5号。以下「組織条例」という。)第16条第1項に規定する政策統轄監をいう。 (16) 統轄監 組織条例第17条第1項に規定する統轄監をいう。 (17) 部長 組織条例第17条第1項に規定する部局長をいう。 (18) 局長 組織規則第5条第2項の規定により置かれる部内局の長をいう。 (19) 課長 組織規則第6条の表の第3欄に掲げる課の長(同表の第2欄に掲げる部内局のうち	(定義) 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)～(12) 略 (13) 課内室長 組織規則第6条の表の第4欄に掲げる課内室の長(組織規則第16条第6項の規定により置かれる副局長であって組織規則第6条の表の第2欄に掲げる局のうち当該局内に課が置かれない局に置かれるものを含む。)をいう。 (14) 略 (15) 統轄監 鳥取県行政組織条例(平成6年鳥取県条例第5号。以下「組織条例」という。)第14条第1項に規定する統轄監をいう。 (16) 部長 組織条例第14条第1項に規定する部長をいう。 (17) 局長 組織規則第5条第2項の規定により置かれる局の長をいう。 (18) 課長 組織規則第6条の表の第3欄に掲げる課の長(同表の第2欄に掲げる局のうち当該

当該部内局内に課が置かれない部内局の長を含む。)をいう。

(20) 略

(21) 略

(22) 略

(23) 略

(24) 略

(専決事項)

第4条 略

2 前項の規定にかかわらず、部長の専決事項のうち部局間の調整を必要とする重要事項は、政策統轄監(政策統轄監が欠けたときは統轄監。第9条第1項及び第2項において同じ。)の専決事項とする。

3～6 略

(代決)

第9条 代決は、正当決裁権者があらかじめ定める職員が行うことができるほか、次の表の第1欄及び第2欄の区分に応じ、それぞれ当該第3欄に掲げる第1順位者が行い、正当決裁権者及び第1順位者がともに不在のときは、それぞれ当該第4欄に掲げる第2順位者が行うことができる。

本庁 又は 地方 機関 の別	正当決裁権 者	第1順位者	第2順位者
1 本庁	(1) 知事	<u>政策統轄監が所掌しない事務に係るもの</u> 副知事(副知事が欠けたときは、 <u>政策統轄監</u>)	主務部長
		<u>政策統轄監が所掌する事務に係るもの</u> <u>政策統轄監</u>	主務部長
	(2) 副知事	<u>政策統轄監</u>	主務部長
	(3) <u>政策</u>	主務部長	

局内に課が置かれない局の長を含む。)をいう。

(19) 略

(20) 略

(21) 略

(22) 略

(23) 略

(専決事項)

第4条 略

2 前項の規定にかかわらず、部長の専決事項のうち部間の調整を必要とする重要事項は、統轄監の専決事項とする。

3～6 略

(代決)

第9条 代決は、正当決裁権者があらかじめ定める職員が行うことができるほか、次の表の第1欄及び第2欄の区分に応じ、それぞれ当該第3欄に掲げる第1順位者が行い、正当決裁権者及び第1順位者がともに不在のときは、それぞれ当該第4欄に掲げる第2順位者が行うことができる。

本庁 又は 地方 機関 の別	正当決裁権 者	第1順位者	第2順位者
1 本庁	(1) 知事	副知事(副知事が欠けたときは、 <u>統轄監</u>)	主務部長
	(2) 副知事	<u>統轄監</u>	主務部長
	(3) <u>統轄</u>	主務部長	

		統轄監																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			</
--	--	-----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	----

	監																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

第12条 鳥取県事務処理権限規則の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(定義) 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによ	(定義) 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによ

る。

(1)～(12) 略

(13) 課内室長 組織規則第6条の表の第4欄に掲げる課内室の長（組織規則第16条第5項の規定により置かれる副局長であって組織規則第6条の表の第2欄に掲げる部内局のうち当該部内局内に課が置かれない部内局に置かれるものを含む。）をいう。

(14) 会計担当職員 組織規則第16条第5項第3号及び第4号に規定する課長補佐（これに相当する職の職員を含み、これらの職員のいない課にあっては、上席の職員とする。）のうち当該課の長があらかじめ定めた職員をいう。

(15) 略

(16) 略

(17) 略

(18) 略

(19) 略

(20) 略

(21) 略

(22) 略

(23) 略

（専決事項）

第4条 略

2 前項の規定にかかわらず、部長の専決事項のうち部局間の調整を必要とする重要事項は、政策統轄監の専決事項とする。

3～6 略

別表（第3条、第4条、第6条、第11条関係）

一般の事務に係る事務処理権限

事項		事務処理権限の区分								
種類	内容	知事	専決権者			委任決裁権者				
			部長	課長	会計担当職員	副知事	部長	局長	課長	地方機関の長
略										
三組及び人事管理に	略									
	2 外国旅行の旅行命令及びその復命									

る。

(1)～(12) 略

(13) 課内室長 組織規則第6条の表の第4欄に掲げる課内室の長（組織規則第16条第6項の規定により置かれる副局長であって組織規則第6条の表の第2欄に掲げる部内局のうち当該部内局内に課が置かれない部内局に置かれるものを含む。）をいう。

(14) 会計担当職員 組織規則第16条第6項第3号及び第4号に規定する課長補佐（これに相当する職の職員を含み、これらの職員のいない課にあっては、上席の職員とする。）のうち当該課の長があらかじめ定めた職員をいう。

(15) 略

(16) 統轄監 組織条例第17条第1項に規定する統轄監をいう。

(17) 略

(18) 略

(19) 略

(20) 略

(21) 略

(22) 略

(23) 略

(24) 略

（専決事項）

第4条 略

2 前項の規定にかかわらず、部長の専決事項のうち部局間の調整を必要とする重要事項は、政策統轄監（政策統轄監が欠けたときは統轄監。第9条第1項及び第2項において同じ。）の専決事項とする。

3～6 略

別表（第3条、第4条、第6条、第11条関係）

一般の事務に係る事務処理権限

事項		事務処理権限の区分								
種類	内容	知事	専決権者			委任決裁権者				
			部長	課長	会計担当職員	副知事	部長	局長	課長	地方機関の長
略										
三組及び人事管理に	略									
	2 外国旅行の旅行命令及びその復命									

[illegible]

(日本の国籍を有しない者を任用することができない職の範囲を定める規則の一部改正)

第13条 日本の国籍を有しない者を任用することができない職の範囲を定める規則（平成12年鳥取県規則第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(公の意思の形成への参画に携わる職) 第3条 公の意思の形成への参画に携わる職は、次に掲げる職とする。 (1) 鳥取県行政組織条例(平成6年鳥取県条例第5号。以下「組織条例」という。)第17条第1項に規定する統轄監及び部局長、鳥取県行政組織規則(昭和39年鳥取県規則第13号。以下「組織規則」という。)第16条第1項の規定により置かれる部内局及び課の長、同条第6項の規定により置かれる次長及び同項の規定により置かれる副局長であつて組織規則第6条の表の第2欄に掲げる部内局のうち当該部内局内に課が置かれない部内局に置かれるもの、第16条第8項の規定により置かれる理事監及び参事監、同条第14項の規定により置かれる債権管理幹、同条第20項の規定により置かれる危機管理専門官、同条第21項の規定により置かれる危機管理情報官、同条第22項の規定により置かれる原子力安全対策監、同条第23項の規定により置かれる原子力モニタリング専門官、同条第24項の規定により置かれる原子力防災訓練推進官、同条第25項の規定により置かれる原子力安全監督官	(公の意思の形成への参画に携わる職) 第3条 公の意思の形成への参画に携わる職は、次に掲げる職とする。 (1) 鳥取県行政組織条例(平成6年鳥取県条例第5号。以下「組織条例」という。)第14条第1項に規定する統轄監及び部長、鳥取県行政組織規則(昭和39年鳥取県規則第13号。以下「組織規則」という。)第16条第1項の規定により置かれる局及び課の長、同条第6項の規定により置かれる次長及び同項の規定により置かれる副局長であつて組織規則第6条の表の第2欄に掲げる局のうち当該局内に課が置かれない局に置かれるもの、第16条第8項の規定により置かれる理事監及び参事監、同条第13項の規定により置かれる債権管理幹、同条第20項の規定により置かれる危機管理専門官、同条第21項の規定により置かれる危機管理情報官、同条第22項の規定により置かれる原子力安全対策監、同条第23項の規定により置かれる原子力モニタリング専門官、同条第24項の規定により置かれる原子力防災訓練推進官、同条第25項の規定により置かれる原子力安全監督官並びに同条第30項の規

並びに同条第30項の規定により置かれる経済産業振興監 (2) 組織条例第18条第2項に規定する会計管理者並びに鳥取県会計管理部組織規則（平成21年鳥取県規則第24号）第5条第1項の規定により置かれる課及び工事検査事務所の長 (3)～(5) 略	定により置かれる経済産業振興監 (2) 組織条例第15条第2項に規定する会計管理者並びに鳥取県会計管理部組織規則（平成21年鳥取県規則第24号）第5条第1項の規定により置かれる課及び工事検査事務所の長 (3)～(5) 略
---	--

第14条 日本の国籍を有しない者を任用することができない職の範囲を定める規則の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(公の意思の形成への参画に携わる職) 第3条 公の意思の形成への参画に携わる職は、次に掲げる職とする。 (1) 鳥取県行政組織条例（平成6年鳥取県条例第5号。以下「組織条例」という。）第17条第1項に規定する部局長、鳥取県行政組織規則（昭和39年鳥取県規則第13号。以下「組織規則」という。）第16条第1項の規定により置かれる部内局及び課の長、<u>同条第5項</u>の規定により置かれる次長及び同項の規定により置かれる副局長であって組織規則第6条の表の第2欄に掲げる部内局のうち当該部内局内に課が置かれない部内局に置かれるもの、<u>第16条第7項</u>の規定により置かれる理事監及び参事監、<u>同条第13項</u>の規定により置かれる債権管理幹、<u>同条第19項</u>の規定により置かれる危機管理専門官、<u>同条第20項</u>の規定により置かれる危機管理情報官、<u>同条第21項</u>の規定により置かれる原子力安全対策監、<u>同条第22項</u>の規定により置かれる原子力モニタリング専門官、<u>同条第23項</u>の規定により置かれる原子力防災訓練推進官、<u>同条第24項</u>の規定により置かれる原子力安全監督官並びに<u>同条第29項</u>の規定により置かれる経済産業振興監 (2)～(5) 略	(公の意思の形成への参画に携わる職) 第3条 公の意思の形成への参画に携わる職は、次に掲げる職とする。 (1) 鳥取県行政組織条例（平成6年鳥取県条例第5号。以下「組織条例」という。）第17条第1項に規定する<u>統轄監及び</u>部局長、鳥取県行政組織規則（昭和39年鳥取県規則第13号。以下「組織規則」という。）第16条第1項の規定により置かれる部内局及び課の長、<u>同条第6項</u>の規定により置かれる次長及び同項の規定により置かれる副局長であって組織規則第6条の表の第2欄に掲げる部内局のうち当該部内局内に課が置かれない部内局に置かれるもの、<u>第16条第8項</u>の規定により置かれる理事監及び参事監、<u>同条第14項</u>の規定により置かれる債権管理幹、<u>同条第20項</u>の規定により置かれる危機管理専門官、<u>同条第21項</u>の規定により置かれる危機管理情報官、<u>同条第22項</u>の規定により置かれる原子力安全対策監、<u>同条第23項</u>の規定により置かれる原子力モニタリング専門官、<u>同条第24項</u>の規定により置かれる原子力防災訓練推進官、<u>同条第25項</u>の規定により置かれる原子力安全監督官並びに<u>同条第30項</u>の規定により置かれる経済産業振興監 (2)～(5) 略

(知事の職務代理者を定める規則の一部改正)

第15条 知事の職務代理者を定める規則（平成12年鳥取県規則第94号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前

(上席の職員) 第2条 地方自治法第152条第3項の規定により知事の職務を代理する上席の職員は、<u>政策統轄監</u>、統轄監又は総務部長の職にある職員とし、その代理する順序は、<u>政策統轄監</u>、統轄監、総務部長の順序とする。	(上席の職員) 第2条 地方自治法第152条第3項の規定により知事の職務を代理する上席の職員は、統轄監又は総務部長の職にある職員とし、その代理する順序は、統轄監、総務部長の順序とする。
--	--

第16条 知事の職務代理者を定める規則の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(上席の職員) 第2条 地方自治法第152条第3項の規定により知事の職務を代理する上席の職員は、政策統轄監又は総務部長の職にある職員とし、その代理する順序は、政策統轄監、総務部長の順序とする。	(上席の職員) 第2条 地方自治法第152条第3項の規定により知事の職務を代理する上席の職員は、政策統轄監、<u>統轄監</u>又は総務部長の職にある職員とし、その代理する順序は、政策統轄監、<u>統轄監</u>、総務部長の順序とする。

(鳥取県地方独立行政法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則の一部改正)

第17条 鳥取県地方独立行政法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則（平成18年鳥取県規則第89号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(中期計画の認可等) 第5条 法人は、法第26条第1項前段の規定により中期計画の認可を受けようとするときは、申請書に中期計画を添付して、当該中期計画の最初の事業年度開始の日の30日前までに（法人の成立後最初の中期計画については、法人の成立後遅滞なく）、所管部長（鳥取県行政組織条例（平成6年鳥取県条例第5号）第2条の規定により設置された<u>部局</u>のうち当該法人を所管するものの長をいう。以下同じ。）に提出しなければならない。 2 略	(中期計画の認可等) 第5条 法人は、法第26条第1項前段の規定により中期計画の認可を受けようとするときは、申請書に中期計画を添付して、当該中期計画の最初の事業年度開始の日の30日前までに（法人の成立後最初の中期計画については、法人の成立後遅滞なく）、所管部長（鳥取県行政組織条例（平成6年鳥取県条例第5号）第2条の規定により設置された<u>部</u>のうち当該法人を所管するものの長をいう。以下同じ。）に提出しなければならない。 2 略

附 則

(施行期日)

- この規則は、鳥取県行政組織条例等の一部を改正する条例（令和7年鳥取県条例第31号）の施行の日から施行する。ただし、第2条、第5条、第8条、第12条、第14条及び第16条の規定は、同条例附則第1項ただし書に規定する規定の施行の日から施行する。

(経過措置)

- 第8条の規定による改正後の鳥取県用品調達等集中管理事業特別会計で取り扱う用品等の範囲を定める規則の規定は、同条の施行の日（以下「施行日」という。）以後に出発する本邦における航空旅行に係る役務費の支払に関する事務について適用し、施行日前に出発した本邦における航空旅行に係る役務費の支払に関する事

務については、なお従前の例による。

人 事 委 員 会 規 則

鳥取県職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年6月13日

鳥取県人事委員会委員長 中 本 久 美 子

鳥取県人事委員会規則第27号

鳥取県職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則

第1条 鳥取県職員の退職管理に関する規則（平成28年鳥取県人事委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
別表第1（第5条関係） 1 鳥取県行政組織条例（平成6年鳥取県条例第5号） <u>第17条第1項に規定する統轄監及び部局長並びに同条例第18条第2項に規定する会計管理者</u> 2～12 略	別表第1（第5条関係） 1 鳥取県行政組織条例（平成6年鳥取県条例第5号） <u>第14条第1項に規定する統轄監及び部長並びに同条例第15条第2項に規定する会計管理者</u> 2～12 略

第2条 鳥取県職員の退職管理に関する規則の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
別表第1（第5条関係） 1 鳥取県行政組織条例（平成6年鳥取県条例第5号）第17条第1項に規定する <u>部局長及び同条例第18条第2項に規定する会計管理者</u> 2～12 略	別表第1（第5条関係） 1 鳥取県行政組織条例（平成6年鳥取県条例第5号）第17条第1項に規定する <u>統轄監及び部局長並びに同条例第18条第2項に規定する会計管理者</u> 2～12 略

附 則

この規則は、鳥取県行政組織条例等の一部を改正する条例（令和7年鳥取県条例第31号）の施行の日から施行する。ただし、第2条の規定は、同条例附則第1項ただし書に規定する規定の施行の日から施行する。

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年6月13日

鳥取県人事委員会委員長 中 本 久 美 子

鳥取県人事委員会規則第28号

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

第1条 管理職手当に関する規則（昭和33年鳥取県人事委員会規則第22号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前			
別表第1（第2条関係）				別表第1（第2条関係）			
組織		職	区分	組織		職	区分
知事 の 事 務 部 局	本庁	略	2 種	知事 の 事 務 部 局	本庁	略	2 種
		<u>総局長</u> 次長（政策戦略局名 古屋代表部、衛生環 境研究所及びくらし の安心局消費生活セ ンターの次長を除 く。） 局長 政策戦略局東京本部 の本部長 政策戦略局関西本部 の本部長 原子力安全対策監 行政体制整備局職員 人材開発センターの 所長（人事委員会が 承認したものに限 る。） 総合事務センターの 所長 官房長（人事委員会 が承認したものに限 る。） 文化振興監 美術館の館長（人事 委員会が承認したも のに限る。） 美術館の副館長（人 事委員会が承認した ものに限る。） 感染症対策センター の所長				次長（政策戦略局名 古屋代表部、衛生環 境研究所及びくらし の安心局消費生活セ ンターの次長を除 く。） 局長 政策戦略局東京本部 の本部長 政策戦略局関西本部 の本部長 原子力安全対策監 行政体制整備局職員 人材開発センターの 所長（人事委員会が 承認したものに限 る。） 総合事務センターの 所長 官房長（人事委員会 が承認したものに限 る。） 文化振興監 美術館の館長（人事 委員会が承認したも のに限る。） 美術館の副館長（人 事委員会が承認した ものに限る。） 感染症対策センター の所長	

		経済産業振興監 衛生環境研究所の所 長（人事委員会が承 認したものに限 る。） 参事監	
		略	
	略		
略			

		経済産業振興監 衛生環境研究所の所 長（人事委員会が承 認したものに限 る。） 参事監	
		略	
	略		
略			

第2条 管理職手当に関する規則の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前			
別表第1（第2条関係）				別表第1（第2条関係）			
	組織	職	区分		組織	職	区分
知事 の 事 務 部 局	本庁	部長（政策戦略局名 古屋代表部の部長を 除く。） 令和の改新戦略本部 の本部長 輝く鳥取創造本部の 本部長 男女協働未来創造本 部の本部長 会計管理者 政策戦略局東京本部 の本部長（人事委員 会が承認したものに 限る。） 政策戦略局関西本部 の本部長（人事委員 会が承認したものに 限る。） 理事監	1 種	知事 の 事 務 部 局	本庁	<u>統轄監</u> 部長（政策戦略局名 古屋代表部の部長を 除く。） 令和の改新戦略本部 の本部長 輝く鳥取創造本部の 本部長 男女協働未来創造本 部の本部長 会計管理者 政策戦略局東京本部 の本部長（人事委員 会が承認したものに 限る。） 政策戦略局関西本部 の本部長（人事委員 会が承認したものに 限る。） 理事監	1 種
		略				略	
	略				略		
略				略			

附 則

この規則は、鳥取県行政組織条例等の一部を改正する条例（令和7年鳥取県条例第31号）の施行の日から施行する。ただし、第2条の規定は、同条例附則第1項ただし書に規定する規定の施行の日から施行する。

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年6月13日

鳥取県人事委員会委員長 中 本 久 美 子

鳥取県人事委員会規則第29号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

第1条 管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年鳥取県人事委員会規則第30号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
別表（第2条、第3条関係）			別表（第2条、第3条関係）		
機 関		職 員	機 関		職 員
略			略		
知事 の 事 務 部 局	本庁	統轄監 部長 本部長 所長 理事監 会計管理者 <u>総局</u> <u>長</u> 次長 局長 参事監 原子力安全対策監 文化振興監 経済産業振興監 課長 室長 副局長 校長 館長 副所長 副校長 副館長 参事 副本部長 官房長 副官房長 危機管理専門官 危機管理情報官 原子力モニタリング専門官 女性相談支援幹 課長補佐（課内業務の総括又は庶務に関する事務を行う課長補佐、総務課の課長補佐のうち知事若しくは副知事の秘書又は庁舎の秩序の維持に関する事務を行うもの、人事企画課の課長補佐及び職員支援課の課長補佐のうち職員の福利厚生に関する事務を行うものに限る。） 総括主計員 係長（総務課の係長のうち知事又は副知事の秘書に関する事務を行うもの、人事企画課の係長、職員支援課の係長のうち職員の福利厚生に関する事務を行うもの及び会計指導課の係長のうち資金運用に関する事務を行うものに限る。） 主計員 主事（総務課の主事のうち知事又は副知	知事 の 事 務 部 局	本庁	統轄監 部長 本部長 所長 理事監 会計管理者 次長 局長 参事監 原子力安全対策監 文化振興監 経済産業振興監 課長 室長 副局長 校長 館長 副所長 副校長 副館長 参事 副本部長 官房長 副官房長 危機管理専門官 危機管理情報官 原子力モニタリング専門官 女性相談支援幹 課長補佐 （課内業務の総括又は庶務に関する事務を行う課長補佐、総務課の課長補佐のうち知事若しくは副知事の秘書又は庁舎の秩序の維持に関する事務を行うもの、人事企画課の課長補佐及び職員支援課の課長補佐のうち職員の福利厚生に関する事務を行うものに限る。） 総括主計員 係長 （総務課の係長のうち知事又は副知事の秘書に関する事務を行うもの、人事企画課の係長、職員支援課の係長のうち職員の福利厚生に関する事務を行うもの及び会計指導課の係長のうち資金運用に関する事務を行うものに限る。） 主計員 主事（総務課の主事のうち知事又は副知事の秘書

		事の秘書に関する事務を行うもの、人事企画課の主事のうち人事、給与又は服務に関する事務を行うもの及び職員支援課の主事のうち職員の福利厚生に関する事務を行うものに限る。) 医長			に関する事務を行うもの、人事企画課の主事のうち人事、給与又は服務に関する事務を行うもの及び職員支援課の主事のうち職員の福利厚生に関する事務を行うものに限る。) 医長
	略			略	
略			略		
備考 略			備考 略		

第2条 管理職員等の範囲を定める規則の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
別表（第2条、第3条関係）			別表（第2条、第3条関係）		
機関	職員		機関	職員	
略	略		略	略	
知事 の 事 務 部 局	本庁	部長 本部長 所長 理事監 会計管理者 総局長 次長 局長 参事監 原子力安全 対策監 文化振興監 経済産 業振興監 課長 室長 副局 長 校長 館長 副所長 副 校長 副館長 参事 副本部 長 官房長 副官房長 危機 管理専門官 危機管理情報官 原子力モニタリング専門官 女性相談支援幹 課長補佐 (課内業務の総括又は庶務に 関する事務を行う課長補佐、 総務課の課長補佐のうち知事 若しくは副知事の秘書又は庁 舎の秩序の維持に関する事務 を行うもの、人事企画課の課 長補佐及び職員支援課の課長 補佐のうち職員の福利厚生に 関する事務を行うものに限 る。) 総括主計員 係長 (総務課の係長のうち知事又 は副知事の秘書に関する事務 を行うもの、人事企画課の係 長、職員支援課の係長のうち 職員の福利厚生に関する事務 を行うもの及び会計指導課の	知事 の 事 務 部 局	本庁	<u>統轄監</u> 部長 本部長 所長 理事監 会計管理者 総局 長 次長 局長 参事監 原 子力安全対策監 文化振興監 経済産業振興監 課長 室 長 副局長 校長 館長 副 所長 副校長 副館長 参事 副本部長 官房長 副官房 長 危機管理専門官 危機管 理情報官 原子力モニタリン グ専門官 女性相談支援幹 課長補佐 (課内業務の総括又 は庶務に関する事務を行う課 長補佐、総務課の課長補佐の うち知事若しくは副知事の秘 書又は庁舎の秩序の維持に関 する事務を行うもの、人事企 画課の課長補佐及び職員支援 課の課長補佐のうち職員の福 利厚生に関する事務を行うも のに限る。) 総括主計員 係長 (総務課の係長のうち知 事又は副知事の秘書に関する 事務を行うもの、人事企画課 の係長、職員支援課の係長の うち職員の福利厚生に関する 事務を行うもの及び会計指導

		係長のうち資金運用に関する事務を行うものに限る。) 主計員 主事(総務課の主事のうち知事又は副知事の秘書に関する事務を行うもの、人事企画課の主事のうち人事、給与又は服務に関する事務を行うもの及び職員支援課の主事のうち職員の福利厚生に関する事務を行うものに限る。) 医長			課の係長のうち資金運用に関する事務を行うものに限る。) 主計員 主事(総務課の主事のうち知事又は副知事の秘書に関する事務を行うもの、人事企画課の主事のうち人事、給与又は服務に関する事務を行うもの及び職員支援課の主事のうち職員の福利厚生に関する事務を行うものに限る。) 医長
	略			略	
	略			略	
備考 略				備考 略	

附 則

この規則は、鳥取県行政組織条例等の一部を改正する条例（令和7年鳥取県条例第31号）の施行の日から施行する。ただし、第2条の規定は、同条例附則第1項ただし書に規定する規定の施行の日から施行する。

職員の職務の級の分類に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年6月13日

鳥取県人事委員会委員長 中 本 久 美 子

鳥取県人事委員会規則第30号

職員の職務の級の分類に関する規則の一部を改正する規則

第1条 職員の職務の級の分類に関する規則（平成18年鳥取県人事委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

[illegible]

第2条 職員の職務の級の分類に関する規則の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
別表第1 行政職給料表級別職務分類表（第2条関係）	別表第1 行政職給料表級別職務分類表（第2条関係）

この規則は、鳥取県行政組織条例等の一部を改正する条例（令和7年鳥取県条例第31号）の施行の日から施行する。ただし、第2条の規定は、同条例附則第1項ただし書に規定する規定の施行の日から施行する。